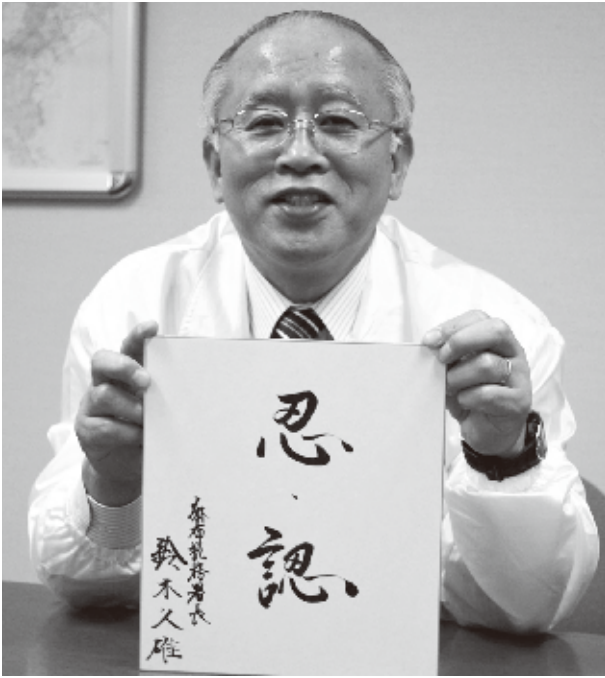


e-Taxの利用拡大に全力!!

麻布税務署 鈴木久雄署長に聞く



<プロフィール>鈴木 久雄(すずき ひさお)
山形県出身。東京国税局調査第1部特別国税調査官、同徴収部特別
国税徴収官、国税庁長官官房東京派遣主任国税庁監察官、東京国税
局調査第4部調査総括課長、市川税務署長、東京国税局調査第1部
次長を歴任。平成21年7月、麻布税務署長に就任。趣味は時代小
説など読書、ウォーキング、ゴルフ。お酒を酌み交わしながらのこ
ミュニケーション「異業種交流」でさまざまな交流を続行中。

高まってきた「税への意識」

港区のうち、麻布・六本木地区および赤坂・青山地区を管轄する麻布
税務署。六本木ヒルズ、東京ミッドタウンなど話題の人気スポットが多
く、特に六本木界隈には若者や外国人が多く集まる。一方で、都内でも
有数の高級住宅地という一面もあり、「本社や自宅をこの地区に持つの
がステータス」とあこがれる人も。いままなお発展を続ける街を見守る
鈴木久雄麻布税務署長に、地域と税務署の在り方を聞いた。(本文敬省略)

【本紙・篠木美由紀】

Q. 鈴木署長の自己紹介
と、麻布税務署周辺の印
象をお願いします。

鈴木 山形県の出身です
が、税務人生のスタート
地点は、東京国税局管内
の京橋税務署でした。そ
れから、途中出入りもあ
りました。東京国税局の
調査部に通算で16年お
りまして、著名な大規模
法人の調査に力を入れた
日々を送っていました。

署長職を拝命するのは
市川税務署に続き麻布税
務署で2度目ですが、山
の手地区での勤務は初め
てです。麻布、赤坂とい
えばやはりハイカラで品
のある街のイメージでし
た。着任後もそのイメー

ジは変わりません。道を
歩いていても、すれ違う
人が落ち着いていて上品
だなと思います。といっ
て近寄りたいたいわけでは
なく、気さくで人情があ
る街です。

また、六本木地区を中
心に外国人がとて多い
印象ですね。日本にある
大使館のうち、約3分の
1に当たる54の大使館が
管内にありますから、料
理店もバラエティー豊
か。世界各国の名産や、
おいしい料理の屋台が出
る「麻布十番まつり」は
毎年大にぎわいで、わた
しも楽しみにしています。

Q. 麻布地区の納税者の
特徴は。

鈴木 麻布署は法人中心
署で約3万社の法人があ
ります。法人で多いのは
サービス業で、飲食業の
ほか、芸能関係も含まれ
ます。麻布署管内には大
きなテレビ局があること
から有名芸能プロダク
ションなど芸能関係の法
人が多いのです。

また、会社の業績が悪
いとほかへ移転し、業績
が良くなるとこの地域に
再び戻ってくるという特
徴もあります。この近辺
を本店所在地とすること
がステータスになってい
るのでしょうか。

個人では資産家の方が
多くいらつしやいます。

Q. 麻布税務署の取り組
みをお聞かせください。

鈴木 常に納税者の皆さ
まの視点に立って仕事を
行い、信頼を得ていくこ
とが重要であると考えて
います。そのためには、
納税者の皆さまが税金を
自ら申告・納付する「申
告納税制度」の趣旨に即
して、税制や税務行政の
現状を分かりやすく説明
する必要があります。

広報や租税教育には積
極的に取り組んでいると
ころで、特に国税電子申
告・納税システム「e
Tax」については、そ
の利用拡大を最重要課題
と位置付けて、職員一丸
となり全力で取り組んで
いるところです。相談会
場には職員が赴いて指導
したり、対法人については
法人会へeTax利用
のお願いとPRをしたり
しています。

若手職員を

税のエキスパートに

Q. 地元の関係民間団体
と協力して、地域のため
に活動していると聞きま
した。

鈴木 麻布税務署管内の
関係民間団体の皆さんは
とても協力的です。各団
体の代表者の方々は昔か
らこの土地に住んでいる
いわば「地元の名士」で、
各団体の結び付きも強い
と感じています。

麻布法人会では公益活
動の一環として、献血活
動を実施なさっています。
六本木ヒルズ内の広
場で行われていますが、
当署も協力して60人の職
員が献血に参加しまし
た。

毎年8月の「麻布十番
まつり」や、10月の「み
なと区民まつり」では、
麻布間税会、麻布法人会、
東京税理士会麻布支部の
皆さんが協力して「税金
タイズ」などの広報活動
を展開してくださってい

ます。みなと区民まつり
では、わたしも風船を膨
らまして配るなどしまし
た。

各団体の皆さんには、
このほかにも各小中学校
やハリウッドビューティ
専門学校で実施したタッ
クス・セミナーでも、講
師の派遣や広報物の配布
などに、熱心にご協力い
ただいています。地域に
根ざした協力を得て、大
変助けられています。

Q. 時代と共に納税者の
税に対する意識も変わ
ります。これまでの経験
で、変化を感じた点は？
(2面へつづく)



法人は、税理士の先生
がついているところがほ
とんどですから、税理士
の先生方の事務所を職員
が直接訪問して、法人の
eTax代理送信のお
願いをしています。

Q. 国税電子申告・納税
システム「eTax」
とはどのようなもので
しょうか。

鈴木 eTaxとは、
インターネットを利用し
て自宅やオフィス、ある
いは税理士事務所などか
ら所得税や法人税、消費
税などの申告や納税、各

めざします 企業の繁栄と社会への貢献
創立 60 周年 社団化 40 周年



社団法人 麻布法人会

〒106-0046 東京都港区元麻布3丁目1番36号
TEL : 03-3408-1324 FAX : 03-3408-3193
URL : http://azabu-hojinkai.or.jp/
E-mail info@azabu-hojinkai.or.jp

税理士を依頼するなら、地域の我々に！

東京税理士会 麻布支部

〒106-0046 東京都港区元麻布3丁目2番21号
ルミエール元麻布301号
TEL : 03-3404-2886 FAX : 03-3402-5929
URL : http://www.azabu-tax.gr.jp/
E-mail azabu@tokyozeirishikai.or.jp

住宅版エコポイント始まる

即時交換は「値引き」扱い

【表】発行されるポイント数

■エコ住宅の新築：1戸当たり30万ポイント

■エコリフォーム

窓の断熱改修	内窓設置・外窓交換	大(2.8㎡以上)	中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	小(0.2㎡以上1.6㎡未満)
	ガラス交換	18000ポイント	12000ポイント	7000ポイント
外壁・屋根・天井・床の断熱改修	外壁	100000ポイント	30000ポイント	50000ポイント
	屋根・天井	100000ポイント	30000ポイント	50000ポイント
バリアフリー改修(5万ポイントを限度)	手すりの設置	5000ポイント	5000ポイント	25000ポイント
	段差解消	5000ポイント	5000ポイント	25000ポイント
廊下幅などの拡張	廊下幅などの拡張	5000ポイント	5000ポイント	25000ポイント
	廊下幅などの拡張	5000ポイント	5000ポイント	25000ポイント

対象となる期間は、新築の場合は平成21年12月8日から2022年12月31日に建築着手したものの、リフォームの場合は同22年1月1日から12月31日の1年間に工事着手したもので、いずれも同22年1月28日以前に工事が完了したもの。

ポイントの利用方法については現在策定中だが、交換商品の候補として、従来のエコポイントと同様に、

地球温暖化対策、経済の活性化などを目的に導入されたエコポイント制度。その「住宅版」が今年スタートした。

また、ポイントを追加的に実施する工事の費用として即時交換することも検討されており、これが実現すれば、外壁をリフォームした際に発行されたエコポイントで同時に窓をリフォームする、といったことも可能になる。

省エネ系の各種補助金とは併用不可だが、住宅ローン控除など住宅建築に対する税制優遇制度とは併用可能なものもうれいところ。

ただし、ポイントを使うときには注意が必要。電気量販店のポイント制度や飛行機のマイレージなどと同様に一時所得として課税対象になる。一時所得には50万円までの特別控除枠があるが、住宅エコポイントは最大で30万ポイント付くので、「1ポイント＝1円」のレートと仮定した場合、一時所得の対象となる収入がほかに20万円超あれば、課税対象になる可能性がある。

気になる課税時期は、「商品や商品券が手元に届いた時点」(東京国税局)。しかし、前述のようにポイントを即時交換した場合については「施行会社との契約内容にもよるが、即時交換の場合はエコカー減税などと同様に値引き扱いとするのが適当」という。ポイントの利用方法によって課税の取り扱いが異なるので注意が必要だ。

還付金詐欺にご用心！

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。平成21年の発生件数は299件で、被害総額は約2億440万円だった。平均して、1件当たり約82万円の被害額となる。

同20年の4539件に比べると激減しているが、その理由について警察庁は、「ATM操作をともなうことから、銀行員などの声がけにより水際で防止できているため」としている。だが、

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。

経営にかかわる様々な分野で企業経営を総合的にサポート

_ service _

税務会計	連結納税	国際税務	移転価格税制
相続税・事業承継	企業再生	企業再編	流動化証券化
人事労務アウトソーシング	人事労務コンサルティング	経理アウトソーシング	システムコンサルティング



アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス税理士法人
アクタス労務研究所

東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F
TEL:0120-459-480 FAX:03-5575-3331
E-mail:info@actus.co.jp

経営者のための資金繰りセミナー

経営者を悩ます金融機関との折衝の方法、経営改善計画書の作成のポイント等、資金繰り対策のテクニックについても余すことなくご紹介します。

日時：2010年4月23日(金)
16:00~18:00

場所：アクタスマネジメントサービス セミナールーム
東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

参加費：無料

当社Webサイト内セミナー申し込みフォームよりお申し込みください。

<http://www.actus.co.jp/seminar/>

TAX・経営プチ解説

オフィスビルを移築 費用は修繕費扱い

企業が持つ遊休土地を有効活用するため、オフィスビルを移築するケースは珍しくない。しかし、ひとくちに移築といってもその手法はさまざま。

建物を基礎から切り離しクレーンなどで移動する方法もあれば、いったん解体してから移動する方法(解体移築)もある。

いずれの方法を選択するにせよ、移築にかかる工事費用は、建物を新築する場合に比べて格安。また、移築費用は全額を修繕費とすることができると、一括して損金算入できるという税法上のメリットもある。

ただし、「解体移築」の場合は、旧建物の資材



▶解体移築なら費用も格安

の70%以上が性質上再使用できるものであること、旧資材をそのまま利用し移築前と同一規模、同一構造の建物を再建築することが修繕費処理の条件となるので注意が必要。

なお、ここでいう「修繕費」に、建物の移築にともなう建物内外の塗装や、破損箇所の補修にかかる費用も含まれるかどうかが気になるところだ。

これらにかかる費用は税務上の「資本的支出」に該当してしまうのではと心配する向きもあるが、その心配は無用。これらは、建物の使用期間を延長させたり価値を増加させたりする性質のものではないため、資本的支出には当たらないというわけだ。

ただし、建物の移築に合わせて増築したり、構築物の拡張や延長を行うなど、新たに付加した部

分がある場合は、その付加した部分にかかった費用は建物の取得価額に算入されるため、修繕費とはならない。また、建物の移築や解体にともなう除去された未償却残額については、損金の額に算入するのが原則とされている。

年金まとめて受給 所得算入時期は？

日本年金機構は、年金受給者に送付した平成21年分源泉徴収票の一部に、税額や保険料などの間違いがあったと発表。該当者に正しい源泉徴収票を送付した。

年金による収入は雑所得として源泉徴収がなされる。徴収税額は、原則として年金による収入金額からその年金に応じて定められる一定の控除額を差し引いた額に5%を乗じた金額だ。源泉票は、年金収入以外の収入がある場合など、確定申告をする際に提出する必要がある。同機構は修正後の正しい源泉票の使用を呼びかけている。

さて、今回の誤表記は、社会保険庁時代に行っ

た事務処理の誤りが原因。社保庁の誤記載といえ、いわゆる「消えた年金」問題もいまだ尾を引いているが、これについても税務で注意すべきポイントがある。

それは、間違った年金記録を訂正し、本来の給付をまとめて受けた場合。この金額は、本来の支給日の属する年の所得となり、それぞれの年について源泉徴収がなされる。修正申告を行う際も本来の年について行う必要がある。

なお、平成19年に成立・施行された年金時効撤廃法により受給した、直近5年より前の年金は、源泉徴収の対象にならない。国税の消滅時効が5年であるためだ。

また、年金記録の訂正により受給すべき人がすでに死亡している場合には、遺族に増額分の年金が支払われることになるが、この金額の扱いも気を付けたい。

遺族が年金を受け取るときは、源泉徴収がなされず、遺族がその支給を受けた年の一時所得として算入する必要がある。この場合も、遺族が直近5年より前の年金を受け取ったときは、時効により課税されない。

工場見学がブーム 費用は広告宣伝費

いま、「大人の社会科見学」がちょっとしたブームだ。中でも、お菓子や清涼飲料水の工場、航空機の整備場など「工場」が人気を集めているという。

「企業について知ってもらう機会になる」「商品のPRにつながる」といった理由から、多くの工場で見学科は無料。また、工場見学後には、その工場で製造された商品の試供品などがお土産として配られることが多く、見学者にとってもメリットが大きい。

長引く景気低迷のあおりを受けて、多くの人が週末の行楽予算を削るなか、アカデミックでおトクな工場見学は絶好のお出かけスポットとなって

いるわけだ。

ところで、企業が工場見学を行う場合、案内員の人件費やパンフレットなど各種資料の作成費用、また、工場内が除菌・滅菌されているのであれば見学者の防護服などの購入・メンテナンス費用など、多くの費用が発生する。こうした費用は、「企業の広告宣伝」を目的とした支出であるため、広告宣伝費として処理することが可能だ。

また、企業が「工場見学ツアー」と称して、現地までの交通費、宿泊費などを負担するケースも少なくない。この場合、広告宣伝を目的としており、かつ、不特定多数の一般消費者を対象として公募などを行っている場合には、広告宣伝費としても問題はない。

一方、化粧品品の製造業者や販売業者が美容業者や理容業者のみを対象として工場見学のための費用や交通費、宿泊費を支出した場合は、「一般消費者」を対象としたものとは言えないため、全額が「交際費」となる。

税理士 徳重 寛之

〒106-0031 東京都港区西麻布1丁目12番8号
加藤ビル1F
TEL: 03-3470-1709 FAX: 03-3408-9716

税理士法人 あおやま

行動力・親身・丁寧
をモットーに、税務
会計を完全サポート
法人税、所得税、相続税



代表社員
松元良範



代表社員
磯貝光一



社員
小林達夫

〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル5F
電話 (03)6439-9080 FAX(03)6439-9180

HP: <http://www.tax-aoyama.jp> E-MAIL: info@tax-aoyama.jp

歴代の東京税理士政治連盟会長・同副会長経験の方々の賛同を得て
「租税法律主義を守る会」を設立しました。

趣旨解釈が先行して、税法条文に記載されている字句や文章と具体的事実が無視されている判決が多く見られます。ストックオプション判決はその顕著な例です。
課税する側も納税する側も守るべき税法適用の原則を策定し、世に問いたいと考えています。税理士及び納税者のご参加と、学者・弁護士の先生方々のお力添えをお待ちしています。

税理士 志岐 昭敏

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番12 チュリス赤坂401 アカサカ共同会計事務所
TEL 03-3587-0187(代表) FAX 03-3587-0154 URL <http://homepage3.nifty.com/zei/>



Oshiumi Accounting Office

税理士法人 おしうみ総合会計事務所

今、必要なプランは何か? ベストな対策をご提案させていただきます。

代表社員 おしうみ かずあき 量明 (税理士・公認会計士)
社 員 伊藤 ひずる 聖 (税理士)

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目13番5号 赤坂会館5階
TEL 03-3568-6532 FAX 03-3586-1148
URL <http://www.oshiumi-cpa.jp>

納税通信

東京国税局管内 特別号外
港区エリア版 麻布税務署編
平成 22 年 3 月 26 日発行
◎エヌビー通信社

『納税通信』（東京国税局管内 特別号外 港区エリア版）は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、港区内全域の『日本経済新聞』（宅配分）に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては麻布税務署に取材面でご協力いただきました。また、麻布法人会、東京税理士会麻布支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方に、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

<お知らせ>

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料（前納・送料共）36,700 円

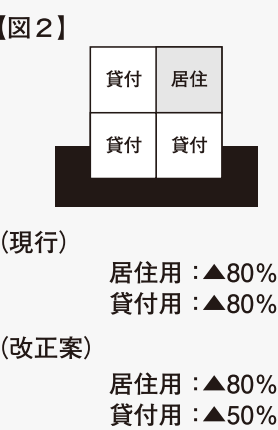
購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

これもダメ
あれもダメ

厳しくなる小規模宅地特例

相続財産の中に居住用または事業用として使われていた宅地がある場合、相続税計算の基礎となるその宅地の評価額を最大 8 割減する——これが、「小規模宅地等の課税の特例」（相続税特別措置法 69 条の 4）だ。相続シーンではおなじみで、多くの納税者の相続税負担がこの特例によって軽減されてきた。しかし、昨年末の政府税制調査会で、「相続人による事業等の継続に配慮して設けられた相続特別措置であるが、現行では、相続後に事業等を継続しない場合など、制度趣旨に照らして必ずしも的確とはいえない場合でも一定の減額を受けることが可能」と、特例の問題点が取り上げられた。

そして平成 22 年度税制改正大綱に、資産家にとってかなり影響してくる厳格化の内容が盛り込まれた。厳格化措置は 4 つの内容からなる。



【図 2】

（現行）
配偶者 : ▲80%
居住しない子 : ▲80%

（改正案）
配偶者 : ▲80%
居住しない子 : -

②は、共同相続に対する厳格化だ。たとえば、8 割評価減の対象である被相続人の居住用宅地を、被相続人の配偶者と、居住しない子ども一人が共有するかたちで相続したとする（図 1）。現行では、共有の場合は居住しない子どもにも特例の恩恵が及び、配偶者・居住しない子どもともに 8 割評価減が適用できる。しかし、今年 4 月 1 日以後は特例を適用できるのは配偶者のみ、居住しない子どもへの特例適用は不可能になってしまう。

③の影響を大きく受けるのは、マンションやアパートの一式にオーナーである親が住み、残りの部屋を貸している状態で相続が起こるケースだ（図 2）。これまで、相続対象の宅地上にある一棟の建物の中に居住用と貸付用がある場合には、居住用部分があれば全体について特例の適用が可能だった。改正により、居住用部分は 8 割評価減、貸付用部分は 5 割評価減と、部分ごとに適用要件が厳しく判定されるようになる。

④は現在「限度面積内の特例 2 カ所適用」をめぐる裁判が係争中で、最高裁の判断が待たれているところ。地裁・高裁とも 2 カ所適用を認めているため、今後の実務混乱防止のための措置とも考えられる。

適用後即売却に疑問も

減らして、その後は売り払ってもおとがめナシだ。また、改正の厳格化には「裕福な人にだけ逃げ道がある。被相続人が生前から居住用の家をアパートなどに建て替えて、貸付用としてしまえばいい。こんな抜け道のある改正でいいのか」（都内税理士 B）という指摘もある。

同特例は、居住用・事業用でもなく、不動産貸付業とも呼べない小規模な不動産貸付用の宅地もカバーしている。この場合の評価は 5 割減になるが、その家での居住の継続が明らかに無理な子が相続するならば、評価減一切なしから 5 割評価減かといわれれば、貸付用にして 5 割評価減とするほうがマシという人もいられる。

まだ法案が提出され法律として成立するまで不明なところも多いが、問題を孕んだまま厳格化だけがなされることに陥っている。

Xデーは4月1日

「8 割減」が使える「特定居住用宅地等」の場合、表にある要件を満たす必要がある。これらの要件はいずれも被相続人の死後、長年にわたって居住の継続を求めるものではない。継続要求は最長でも申告期限（10 カ月後）まで。それまで住んでおいて特例を適用し相続税の負担を

【表】8 割評価減となる「特定居住用宅地等」

被相続人等の居住用宅地等で、その宅地等を取得した人のうちに、	
その宅地等が相続人の居住の用に供されていた場合	・被相続人の配偶者
	・被相続人と同居していた親族で、相続開始時から申告期限まで引き続き居住し、かつ、その宅地等を有している人
その宅地等が被相続人と生計を一にする親族の居住の用に供されていた場合	・被相続人の配偶者または相続開始直前において被相続人と同居していた法定相続人がいない場合で、被相続人の親族で相続開始前 3 年以内に日本国内にある自己または自己の配偶者の所有に係る家屋に居住したことがない人で、相続開始時から申告期限までその宅地等を有している人
	・被相続人の配偶者
	・被相続人と生計を一にしていた親族で、相続開始前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を有している人
いずれかに該当する人がいる場合、その宅地は「特定居住用宅地等」となる。	

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長
大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めています。

全法連は、約 100 万社の会員企業
41 都道府県に 442 の会を擁する団体です。

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合

